

### 3-20 児童に関わる事業②「児童福祉法」に規定された事業

©2019sakurakosensei 転載禁止

#### 【障害児一1】障害児通所支援事業（児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅型児童発達支援・保育所等訪問支援）

<出典：厚生労働省「障害児支援施策」>

項目	概要	
実施主体	市町村	
対象児童	満 18 歳未満の障害児	
種類	対象児童	内容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の児童	日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	*発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等のある子どもやその家族	日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援、及び治療を行う。
放課後等デイサービス	「学校教育法」に規定する学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害児（引き続きの支援が必要な場合は、満 20 歳までの利用が可能）	<p>学校通学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進する。</p> <p>①自立した日常生活を営むために必要な訓練                      ②創作的活動・作業活動                      ③地域交流の機会の提供                      ④余暇の提供</p>
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

種 類	対象児童	内 容	
保育所等訪問支援	保育所に通う障害児・児童が集団生活を営む施設に通う障害児  ＊「集団生活への適応度」から支援必要性を判断 ＊発達障害児、その他気になる児童を対象とする	概要	保育所等を現在利用中の障害児、または今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進する。 訪問先は、 <b>保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設</b> など。
		支援内容	①障害児本人への支援 ②訪問先施設のスタッフに対する支援
		職員	<b>訪問支援員</b> （障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士）、または専門職

【障害児一２】 障害児相談支援事業 <出典：厚生労働省「障害児支援施策」>

項 目	概 要
実施主体	<b>市町村</b>
対象児童	満 18 歳未満の障害児
種 類	内 容
障害児支援利用援助	障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に、障害児の心身の状況や環境、障害児または保護者の意向などをふまえて、「障害児支援利用計画案」を作成する。 給付決定後、事業者等と連絡調整などを行い、「 <b>障害児支援利用計画</b> 」を作成する。
継続障害児支援利用援助	「障害児支援利用計画」の見直しなどを行う。

## 【社会的養護一1】児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

<出典：厚生労働省「児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱」>

項目	概要		
実施主体	都道府県		
対象児童	<p>①義務教育終了後の児童、または18歳以上の満20歳未満の児童で、措置解除された者</p> <p>②高等学校、大学等に通う学生であり、その上で満20歳以上から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるもの (満20歳までに自立援助ホームを利用していること)</p> <p>③上記以外の児童であって、都道府県知事が当該児童の自立のために援助及び生活指導等が必要と認めたもの</p>		
事業内容	<p>① 就業への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導</p> <p>② 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導</p> <p>③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導及び就業先との調整</p> <p>④ 入居者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整</p> <p>⑤ 児童相談所及び必要に応じて市町村、児童家庭支援センター、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携</p> <p>⑥ 自立援助ホームを退居した者に対する生活相談など</p>		
定員	5人以上20人以下		
職員	指導員（主として児童自立生活援助に携わる者） 管理者（指導員が兼務できる）		
	入居定員	指導員数 (補助員含む)	必置指導員数 <単位：人>
	6まで	3以上	2以上
	7～9	4以上	3以上
	10～12	5以上	4以上
	13～15	6以上	5以上
	16～18	7以上	6以上
	18～20	8以上	7以上

## 【社会的養護一2】小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

<出典：厚生労働省「小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱」>

項目	概要
実施主体	都道府県
対象児童	満18歳未満の要保護児童（20歳までの措置延長あり） ＊家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたもの
事業内容	事業者の住居で養育を行う。
定員	5人又は6人
職員	2人の養育者及び1人以上の補助者 ＊この2人の養育者は一の家族を構成しているもの（夫婦であるもの）とする ＊委託児童の養育にふさわしい家庭環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とすることができる

## 【地域型保育事業一1】家庭的保育事業

<出典：「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」>

項目	概要
実施主体	市町村
対象児童	保育を必要とする満3歳未満の乳幼児（状況により、満3歳以上の児童も利用可能）
事業内容	家庭的保育者の居宅などで、保育を行う。
定員	3人以下 ただし家庭的保育補助者ととも保育を行う場合は、5人以下
職員	家庭的保育者 嘱託医 調理員（調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は置かなくてもよい）
保育時間	1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとする

## 【地域型保育事業－2】小規模保育事業

<出典：「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」>

項目	概要			
実施主体	市町村			
対象児童	保育を必要とする満3歳未満の乳幼児（状況により、満3歳以上の児童も利用可能）			
事業内容	6人以上19人以下を定員とする施設において、保育を行う。			
定員	A型	6人以上19人以下		
	B型			
	C型	6人以上10人以下		
職員	A型	保育士 乳児：おおむね3人につき1人以上 満1歳以上3歳未満児：おおむね6人につき1人以上 満3歳以上満4歳未満児：おおむね20人につき1人以上 満4歳以上児：おおむね30人につき1人以上 ＊上記で算出された保育士の数に1名追加する。 ＊施設に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	嘱託医 調理員 （調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合には置かなくてもよい）	
	B型			＊上記のうち、半数以上は保育士とする。
	C型			家庭的保育者 家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数：3人以下 ただし家庭的保育補助者とともに行う場合は、5人以下
保育時間	1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、小規模保育事業を行う者が定めるものとする			

### 【地域型保育事業－3】居宅訪問型保育事業

<出典：「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」>

項目	概要
実施主体	市町村
対象児童	保育を必要とする満3歳未満の乳幼児（状況により、満3歳以上の児童も利用可能）
事業内容	<p>当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</li> <li>二 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</li> <li>三 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育</li> <li>四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育</li> <li>五 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</li> </ul>
定員	家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数＝1人
職員	家庭的保育者
保育時間	1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、居宅訪問型保育事業を行う者が定めるものとする

### 【地域型保育事業－4】事業所内保育事業

<出典：「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」>

項目	概要
実施主体	管轄：市町村（実際に事業として運営する主体は事業所）
対象児童	保育を必要とする満3歳未満の乳幼児（状況により、満3歳以上の児童も利用可能）
事業内容	事業主等が雇用する労働者の乳幼児を、事業主が設置する施設などにおいて保育を行う。
定員	事業所内保育事業：20名以上 小規模型事業所内保育事業：19名以下

項目	概要	
職員	<p>&lt;事業所内保育事業&gt;（保育所型事業所内保育事業所）</p> <p><b>保育士</b></p> <p>乳児：おおむね3人につき1人以上  満1歳以上3歳未満児：おおむね6人につき1人以上</p> <p>（以降は特別に3歳以上児を受け入れる場合）</p> <p>満3歳以上満4歳未満児：おおむね20人につき1人以上  満4歳以上児：おおむね30人につき1人以上</p> <p>＊ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>＊施設に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p><b>嘱託医 調理員</b></p> <p>（調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合には置かなくてもよい）</p>
	<p>&lt;小規模型事業所内保育事業&gt;（小規模型事業所内保育事業所）</p> <p><b>保育従事者</b></p> <p>乳児：おおむね3人につき1人以上  満1歳以上3歳未満児：おおむね6人につき1人以上</p> <p>（以降は特別に3歳以上児を受け入れる場合）</p> <p>満3歳以上満4歳未満児：おおむね20人につき1人以上  満4歳以上児：おおむね30人につき1人以上</p> <p>＊上記で算出された保育従事者の数に1名追加し、そのうち半数以上を保育士とする</p> <p>＊施設に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	
保育時間	1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、事業所内保育事業を行う者が定めるものとする	

**【地域子ども・子育て支援事業】**

放課後児童健全育成事業
子育て短期支援事業
乳児家庭全戸訪問事業
養育支援訪問事業
地域子育て支援拠点事業
一時預かり事業
病児保育事業
子育て援助活動支援事業



児童に関わる事業①「地域子ども・子育て支援事業」の★マークを参照



## 【里親】里親支援事業

<出典：厚生労働省「里親支援事業実施要綱」>

項目	概要			
事業の目的	里親等への委託を推進するため、里親の普及啓発から里親の選定及び里親と子どもとの間の調整並びに子どもの養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施すること			
実施主体	都道府県（指定都市及び児童相談所設置市）とする。なお事業の全部または一部については、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO法人等、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託できる。			
事業の内容	種類	趣旨	内容	
	里親制度等普及促進事業	一般家庭に対し里親経験者や養子縁組により養親となった者による講演や説明を行い、保護を要する子どもの福祉への理解を深めるとともに、養育里親等に対する研修を実施することにより、養育技術の向上を図る。	①普及啓発 ②養育里親研修 ③専門里親研修 ④養子縁組里親研修	
	里親委託推進等事業	家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切であると判断された子どもを里親等へ委託するにあたり、当該子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図る。	①里親とのマッチング ②自立支援計画の作成	
		担当者	里親等委託調整員	
		委員会	里親委託等推進委員会（都道府県・児童相談所の単位で設置）	
里親トレーニング事業	子どもが委託されていない里親に対し、子どもを委託された際直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保し委託可能な里親を育成することにより、更なる里親委託の推進を図る。			
	担当者	里親トレーナー		



項目	概要		
事業の内容	里親訪問等支援事業	里親等に対し、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、もって適切な養育を確保する。	①里親等への訪問支援 ②里親等による相互交流
		担当者	里親等相談支援員 心理訪問支援員
	共働き家庭里親委託促進事業	里親支援機関における共働き家庭に対する相談体制を強化するとともに、官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働き家庭における里親委託の促進を図る	

### 【小児慢性特定疾病】小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

<出典：厚生労働省「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」>

項目	概要		
事業の目的	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うこと		
実施主体	都道府県、指定都市及び中核市なお、事業実施に当たっては、適切な者に委託することができる。		
事業の内容	種類	事業の内容	
	必須事業	相談支援事業	①療育相談指導 ②巡回相談指導 ③ピアカウンセリング ④自立に向けた育成相談 ⑤学校、企業等の地域関係者からの相談への対応、情報提供
		小児慢性特定疾病児童等自立支援員による支援	①自立支援に係る各種支援策の利用計画の作成・フォローアップ ②関係機関との連絡調整等 ③慢性疾病児童地域支援協議会への参加
	任意事業	①療養生活支援事業 ②相互交流支援事業 ③就職支援事業 ④介護者支援事業 ⑤その他の自立支援事業	

## 【子育て支援事業】

「児童福祉法」第21条の8

「市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。」

①放課後児童健全育成事業	⑤地域子育て支援拠点事業	⑨児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
②子育て短期支援事業	⑥一時預かり事業	⑩保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
③乳児家庭全戸訪問事業	⑦病児保育事業	⑪地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業
④養育支援訪問事業	⑧子育て援助活動支援事業	